

海上自衛隊訓令第6号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、航空教育派遣隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和34年4月16日

防衛庁長官 伊能 繁次郎

航空派遣隊の編制に関する訓令

（昭和40.3.20第11号題名改正）

第1条 航空派遣隊（以下「派遣隊」という。）の長は、航空派遣隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、2等海佐をもつて充てる。

3 隊長は、航空基地隊（乙）の司令の命を受け、派遣隊の隊務を統括する。

第2条 派遣隊は、航空機乗員及び訓練要員に対する便宜供与を行うことを任務とする。

2 派遣隊は、前項の任務を行うほか、当該派遣隊の所在する航空基地の施設の管理運用に関する業務を行うことができる。

附 則

この訓令は、昭和34年5月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等一部を改正する訓令第22条）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和43年6月25日海上自衛隊訓令第12号航空派遣隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条）

この訓令は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則（平成4年4月10日海上自衛隊訓令第19号航空基地隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則3項）

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。